

公安委員会 決 裁 資 料	単純な労務に雇用される職員の給与に関する 規則の廃止	令和8年3月5日 警 務 課
<p>1 廃止理由</p> <p>令和8年3月をもって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に従事する者として鹿児島県警察に雇用される職員（以下「現業職員」という。）が退職すること及び今後、現業職員の採用を予定していないことに伴い、現業職員の給料表、初任給等の基準その他給与の支給等について規定した規則を廃止しようとするものである。</p> <p>2 廃止規則</p> <p>単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和32年鹿児島県公安委員会規則第4号）</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和8年4月1日</p> <p>4 経過措置</p> <p>なし</p>		